

資料編

1	新潟県柏崎市環境基本条例	46
2	計画策定経緯	50
3	取組事業一覧	51
4	柏崎市の概況データ等	54
5	SDGsについて	62
6	用語集	64

1 新潟県柏崎市環境基本条例

平成 8 年 3 月 22 日条例第 11 号

改正 平成 18 年 9 月 22 日条例第 51 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）
- 第 2 章 環境の保全に関する基本的施策
 - 第 1 節 施策の基本方針（第 9 条）
 - 第 2 節 環境基本計画（第 10 条）
 - 第 3 節 基本施策の展開（第 11 条—第 19 条）
 - 第 4 節 地球環境保全（第 20 条）
- 第 3 章 環境審議会（第 21 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する市の施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を営む上で必要とする快適な環境の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当広範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

4 この条例において「環境の日」とは、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 10 条第 2 項に定める「6 月 5 日」をいう。

（環境の保全に関する基本理念）

第 3 条 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、広く市民がその恵沢を享受するとともに、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように、適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに自然と人との豊かなふれあいを保つことにより、自然と人間との共生を確保するように、適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築することを目的として、公平な役割分担の下に、全ての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、全ての事業活動及び日常生活において着実に推進されるとともに、国外の地域との間における国際協力を通じて積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念のっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有するとともに、環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念のっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念のっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念のっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(環境の日の趣旨にふさわしい行事の実施)

第7条 市長は、事業者及び市民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲と決意を高めるため、環境の日の趣旨にふさわしい行事を実施するよう努めるものとする。

(年次報告)

第8条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

第9条 市は、この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の連携を図るとともに、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 環境への負荷の低減のため、資源・エネルギー等の循環を基調として展開すること。
- (2) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (3) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されること。

- (4) 人間と自然との共生を基本とし、自然との豊かなふれあいを確保すること。

第2節 環境基本計画

第10条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第21条に定める柏崎市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 基本施策の展開

（施策の策定等に当たっての環境配慮）

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策又は事業計画を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷が低減されるように配慮しなければならない。

（環境への事前配慮）

第12条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業にあつては、その事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずることができる。

（環境の保全上の支障防止）

第13条 市は、公害の原因となる行為及び人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

（環境への負荷低減のための経済的措置）

第14条 市は、事業者又は市民がその行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な経済的助成を行うための必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全に関する施設の整備等の推進）

第15条 市は、緩衝緑地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備、下水道及び廃棄物の公共的な処理施設の整備並びに交通施設その他の環境の保全上の支障防止に資する公共的施設の整備を推進し、並びに森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的利用の推進）

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設、維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に積極的に努めるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
(環境の保全に関する教育及び自発的活動の支援)

第17条 市は、事業者及び市民が環境の保全に関する理解を深めるとともにこれに関する活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
(環境状況の把握等)

第18条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の保全に関する事項について情報の収集及び調査に努めるものとする。

- 2 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、観測等の体制の整備に努めるものとする。
(広域的協力の推進)

第19条 市は、環境の保全に関する施策を講じ、又は推進するに当たり、他の地方公共団体との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

第4節 地球環境保全

第20条 市は、地球環境保全が人類共通の問題であり、社会の全ての構成員の連携した取組が必要であることにかんがみ、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、海洋汚染の防止その他の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第3章 環境審議会

第21条 市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、柏崎市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 環境基本計画に関し、第10条第3項に規定する事項を処理すること。
 - (2) 環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
 - (3) その他環境の保全に関し必要と認められる事項について調査審議すること。
- 3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員15人以内で組織し、委員は市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、非常勤とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。
一部改正〔平成18年条例51号〕

附 則

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 新潟県柏崎市公害防止条例(昭和47年条例第41号)の一部を次のように改正する。
第8条から第15条までを削り、第16条を第8条とする。

附 則 (平成18年9月22日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 計画策定経緯

1 柏崎市環境審議会開催

回	日付	審議内容
平成29(2017)年度 第1回	平成29(2017)年 8月30日	柏崎市環境基本計画第3次計画（以下、本表中は「本計画」という。）の策定スケジュールについて報告
平成29(2017)年度 第2回	平成29(2017)年 11月1日	環境対策設備ツアー検討視察会の実施
平成29(2017)年度 第3回	平成30(2018)年 2月28日	本計画策定に向けた基礎調査の概要について報告
平成30(2018)年度 第1回	平成30(2018)年 5月25日	本計画策定に向けた基本方針について審議
平成30(2018)年度 第2回	平成30(2018)年 9月18日	本計画素案の構成について審議
平成30(2018)年度 第3回	平成30(2018)年 11月22日	本計画素案について審議
平成30(2018)年度 第4回	平成31(2019)年 2月7日	本計画案について審議

2 柏崎市環境審議会 委員名簿

平成31（2019）年3月末現在

氏名	推薦団体等	備考
會田陽子	公募（県環境リーダー養成講座修了者）	
石塚正好	柏崎地域森林組合	
伊藤建一	新潟工科大学	
ウリジバヤル	新潟産業大学	
木村しのぶ	特定非営利活動法人 地球感	
小林司	特定非営利活動法人 柏崎森づくりネットワーク	
西川辰二	柏崎市コミュニティ推進協議会	副会長
添田敦子	公募（県環境リーダー養成講座修了者）	会長
反町潤	新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部	
根本久美子	柏崎市消費者協会	
藤林壽一	柏崎植物友の会	
前田弘実	園芸福祉かしわざき	
矢島和幸	公募	

(50音順、敬称略)

3 取組事業一覧

基本目標 1 地球温暖化対策の推進

取組の方向性	施策方針	事業内容	担当課
(1) 温室効果ガス 排出量削減に 向けた取組の 推進	再生可能エネルギー・次世代エネルギーの利活用・産業化の促進	再生可能エネルギー・次世代エネルギーの活用方法検討、市民・事業者等への周知	電源エネルギー戦略室 環境課
		再生可能エネルギー・次世代エネルギー技術及び製品開発研究等の支援	電源エネルギー戦略室
		公共施設への再生可能エネルギー・次世代エネルギー設備の導入推進	電源エネルギー戦略室 環境課 建築住宅課
		バイオマス資源の有効活用及びバイオマスエネルギーの導入促進	電源エネルギー戦略室 環境課 施設維持課
		再生可能エネルギー等の設備への助成制度の実施	環境課
	建築物の省エネ改修や高効率機器の普及促進	市民・事業者等への省エネ設備情報の提供	環境課
		公共施設及び一般建築物における省エネルギー設備の導入推進	電源エネルギー戦略室 環境課 建築住宅課
	次世代自動車の普及促進、公共交通機関の利用促進	次世代自動車の利用拡大に向けた普及促進	電源エネルギー戦略室 環境課
		次世代自動車の公用車への導入	財政管理課 環境課
		バス路線体系の見直しによる生活交通の充実	企画政策課
		鉄道利用の利便性向上のための検討	企画政策課
	(2) 温暖化対策に関する意識の醸成	市民・事業者に向けた温暖化対策の意識啓発の推進	省エネルギーに関する市民参加型イベントの実施
E C O 2 プロジェクトの実施			環境課
多様な手法による温暖化対策に関する情報提供			環境課
各種団体が行う環境学習、活動等との協働			電源エネルギー戦略室 環境課
環境に配慮した事業活動の普及促進			環境課
園児や児童生徒に対する環境教育の実施			環境課

基本目標 2 資源の有効活用

取組の方向性	施策方針	事業内容	担当課
(1) 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用(3R)活動の推進	廃棄物の循環的利用の促進	エシカル消費の推進	市民活動支援課
		生ごみの資源化事業の促進	環境課
		有機農業への生ごみ等の活用の促進	農政課
		資源物を分別しやすい環境整備の推進	環境課
		食品廃棄物の削減	環境課
	3Rに関する意識啓発の推進	多様な手法による3Rの普及促進	環境課
		ごみの減量化・資源化に向けた販売店等との協働	環境課
		事業所に対する減量化・リサイクルの普及促進	環境課
児童生徒・団体等に対する3Rについての学習機会の創出	環境課 学校教育課		
(2) 廃棄物の適正処理の推進	廃棄物処理過程の適正管理	事業者の廃棄物処理責任の徹底	環境課
		関係機関との連携による事業系一般廃棄物の減量化及び適正処理の推進	環境課
		処理困難物の処理・回収ルート確保	環境課
		廃棄物処理施設の適正維持	環境課
		廃棄物処理施設のダイオキシン類対策の実施	環境課
	廃棄物エネルギーの有効活用	新設する廃棄物処理施設を中心とした廃棄物エネルギーの有効活用及び広域的な活用体制の検討	電源エネルギー戦略室 環境課

基本目標 3 美しい自然と生活環境の維持保全

取組の方向性	施策方針	事業内容	担当課
(1) 美しい自然環境の維持保全	森林河川・里地里山や生物多様性の維持保全	適切な森林の管理・再生に向けた普及啓発	農林水産課
		海岸線の維持・保全	農林水産課
		森林や農地の環境保全機能の向上	農林水産課
		森林・里山へ足を踏み入れるきっかけづくりの検討	環境課 農林水産課
		資源を活用するための研修会実施による農村環境の保全・向上	農政課

取組の方向性	施策方針	事業内容	担当課	
(1) 美しい自然環境の維持保全	森林河川・里地里山や生物多様性の維持保全	養浜等による浜づくり・砂浜の保全	農林水産課	
		小河川・排水路等の維持保全	維持管理課	
		多自然護岸の導入	都市整備課	
		都市公園・緑地の維持管理	維持管理課	
		在来種の保護及び放流	農林水産課	
		鳥獣保護事業等の実施	環境課	
		有害鳥獣生息地域の拡大防止	農政課	
		適切な有害鳥獣捕獲による人身被害の防止及び農作物への被害低減	農政課	
	自然環境に関する市民学習の推進	外来生物の種類や有害性、対応方法等に関する周知	環境課	
		さけの森づくりを通じた自然学習会	農林水産課	
		小・中学校における動植物の飼育・栽培	学校教育課	
		地域の自然や環境についての学習	学校教育課	
	(2) 不法投棄の防止と環境美化の推進	不法投棄対策	自然観察会の実施	博物館
			不法投棄防止啓発看板の設置・補修	環境課
環境美化の推進		警察や町内会等関係団体との連携強化	環境課	
		イベント等における環境美化運動の展開	環境課 商業観光課	
		クリーンデー柏崎など美化活動の推進	環境課	
(3) 公害防止対策の推進	大気・水質・騒音・振動・悪臭等の監視、指導	地域と協働した環境保全活動の推進	環境課	
		違法な自己焼却の防止の指導・啓発	環境課	
		近隣住民に配慮した暮らしの指導・啓発	環境課	
		事業活動に伴う公害防止について指導・啓発	環境課 農政課	
		公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備	施設維持課	
		海水浴場の水質調査	環境課	
	地盤沈下対策	高速・幹線道路沿道などにおける環境騒音調査	環境課	
		地下水の使用抑制の推進	環境課	
		水準測量・地下水位観測の実施	環境課	

4 柏崎市の概況データ等

1 位置及び面積

柏崎市の位置及び面積

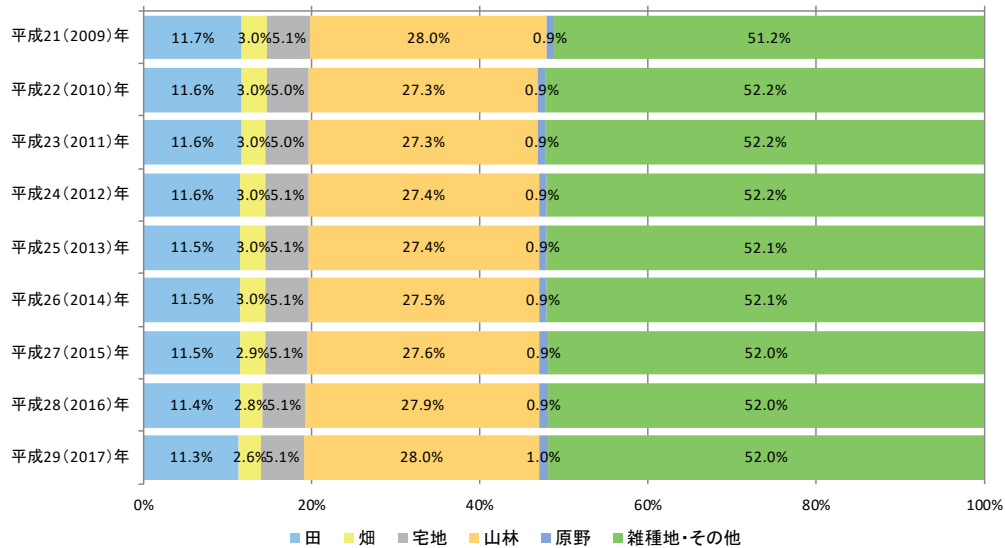
位置（柏崎市役所：柏崎市中央町5番50号）		面積（km ² ）
東経	北緯	
138°33'32"	37°22'19"	442.03

注1) 位置：平成28（2016）年4月1日現在（世界測地系（測地成果2011）による。）

注2) 面積：平成29（2017）年10月1日現在

出典：新潟県統計年鑑

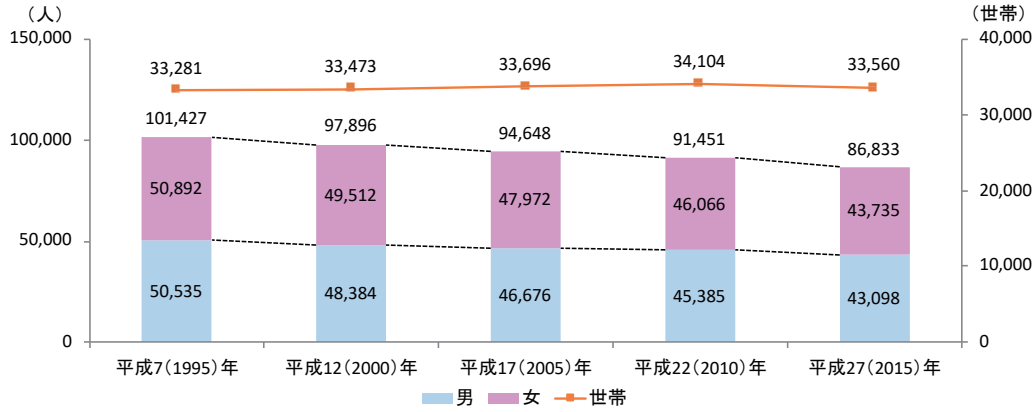
2 地目別面積



柏崎市の地目別面積の推移

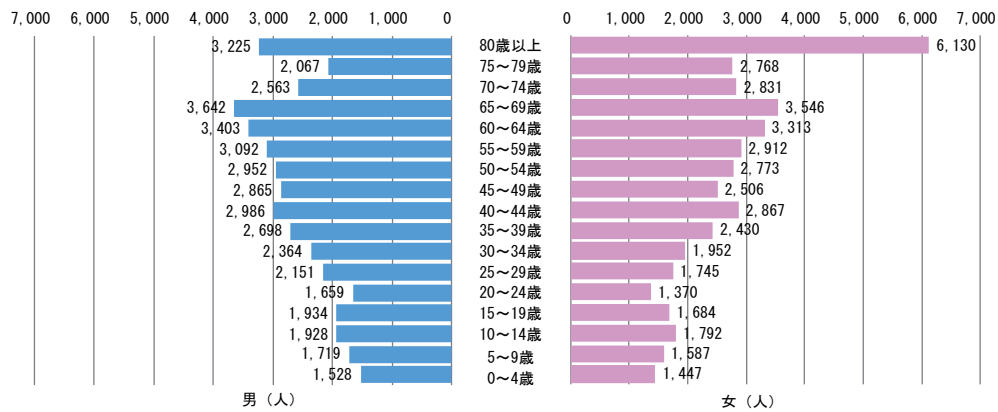
出典：新潟県統計年鑑

3 人口及び世帯数



柏崎市の総人口・男女別人口及び世帯数の推移

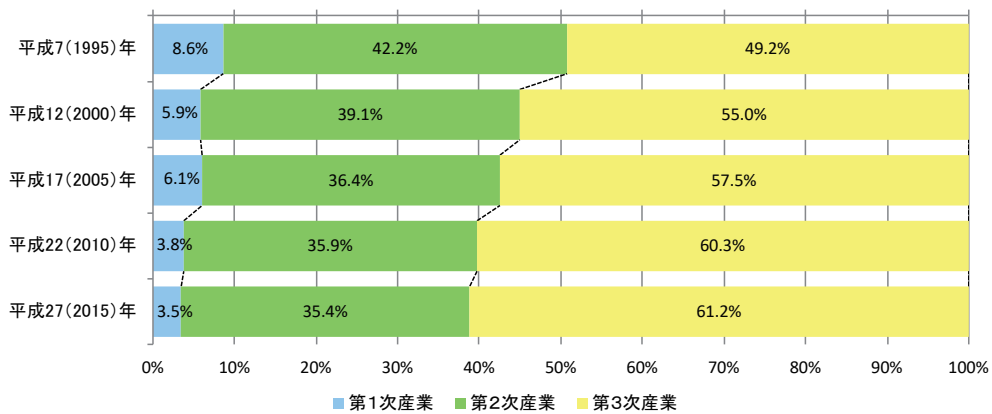
出典：国勢調査



柏崎市の人口ピラミッド（平成27（2015）年）

注）グラフの数値は年齢「不詳」を含まないため、総人口とは一致しません。

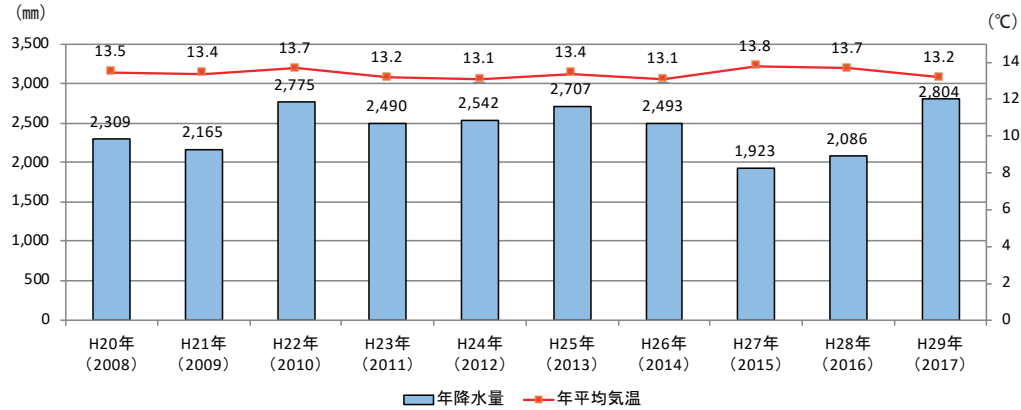
出典：国勢調査



柏崎市の産業別就業者数構成比の推移

出典：国勢調査

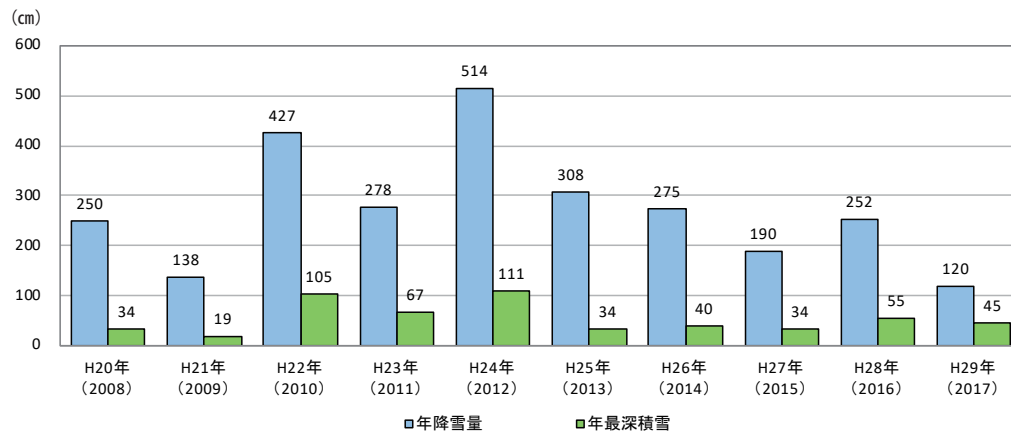
4 降水量・気温



柏崎市の年降水量・年平均気温の推移

出典：気象庁

5 降雪・積雪



柏崎市の年降雪量・年最深積雪の推移（寒候年[※]）

※ 寒候年とは、前年8月1日から当年7月31日までの期間のことです。例えば、平成20（2008）年寒候年は平成19（2007）年8月1日から平成20（2008）年7月31日までの期間を示します。

注）気象庁データは、柏崎観測所（柏崎市元城町）の観測結果

出典：気象庁

6 大気環境

(1) 二酸化窒素 (NO₂)

柏崎市の二酸化窒素 (NO₂) 測定値 (日平均値の年間98%値) の推移

測定項目	年度	H21年度 (2009)	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)
NO ₂ (ppm)		0.019	0.018	0.019	0.015	0.013	0.013	0.014	0.010

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

出典：大気汚染測定結果報告 新潟県

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

柏崎市の浮遊粒子状物質 (SPM) 測定値 (日平均値の2%除外値) の推移

測定項目	年度	H21年度 (2009)	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)
SPM(mg/m ³)		0.046	0.049	0.045	0.040	0.051	0.046	0.045	0.034

環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

出典：大気汚染測定結果報告 新潟県

7 河川の水質

(1) 溶存酸素量 (DO)

柏崎市の主要河川のDO平均値の推移

(mg/L)

No.	水域名	測定地点名	水域類型 (H28現在)	基準値	H21年度 (2009)	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)
1	鯖石川	山根橋	A	7.5mg/L以上	11	11	11	11	11	12	11	11	11
2		天保橋	B	5mg/L以上	10	11	11	11	11	11	11	10	11
3		なごみ橋	C	5mg/L以上	10	11	11	11	11	11	10	11	11
4		安政橋	C	5mg/L以上	9.9	10	10	10	11	10	10	10	10
5	鵜川	野田大橋	A	7.5mg/L以上	11	11	11	11	11	11	11	11	11
6		御幸橋	B	5mg/L以上	11	11	11	11	11	11	11	11	11
7		八坂橋	B	5mg/L以上	9.6	10	10	9.9	10	10	10	9.8	10

出典：公共用水域の水質測定結果/溶存酸素量 (DO) の年平均値経年変化 新潟県

(2) 生物化学的酸素要求量 (BOD)

柏崎市の主要河川のBOD (75%値) の推移

(mg/L)

No.	水域名	測定地点名	水域類型 (H28現在)	基準値	H21年度 (2009)	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)
1	鯖石川	山根橋	A	2mg/L以下	1.4	0.9	1.1	1.0	0.8	0.9	1.1	1.0	1.0
2		天保橋	B	3mg/L以下	2.3	1.5	1.3	1.5	0.9	1.5	1.2	1.1	0.9
3		なごみ橋	C	5mg/L以下	1.7	2.1	1.1	2.3	1.3	1.9	1.8	1.3	1.3
4		安政橋	C	5mg/L以下	2.3	1.7	1.5	1.8	1.4	1.6	1.5	1.7	1.4
5	鵜川	野田大橋	A	2mg/L以下	1.3	0.6	0.5	0.9	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6
6		御幸橋	B	3mg/L以下	1.4	1.0	0.8	0.9	0.8	0.8	0.8	0.9	0.8
7		八坂橋	B	3mg/L以下	1.1	1.2	0.8	1.2	0.8	1.1	0.9	1.1	0.8

出典：公共用水域の水質測定結果/生物化学的酸素要求量 (BOD) の75%値経年変化 新潟県

(3) 浮遊物質 (SS)

柏崎市の主要河川のSS平均値の推移

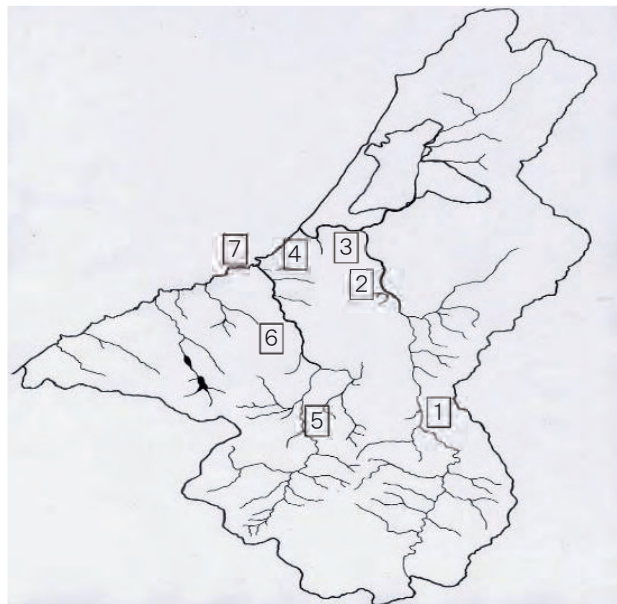
(mg/L)

No.	水域名	測定地点名	水域類型 (H28現在)	基準値	H21年度 (2009)	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)
1	鯖石川	山根橋	A	25mg/L以下	7	13	120	20	22	10	15	8	14
2		天保橋	B	25mg/L以下	9	16	81	22	16	14	14	11	14
3		なごみ橋	C	50mg/L以下	12	26	37	22	23	23	18	14	19
4		安政橋	C	50mg/L以下	12	16	62	21	19	18	14	11	18
5	鵜川	野田大橋	A	25mg/L以下	3	4	6	3	9	1	4	2	2
6		御幸橋	B	25mg/L以下	18	5	7	5	8	3	7	6	3
7		八坂橋	B	25mg/L以下	5	7	6	5	8	3	5	6	5

出典：公共用水域の水質測定結果／浮遊物質 (SS) の年平均値経年変化 新潟県

(4) 河川水質調査地点

No.	河川名	測定地点	類型
①	鯖石川	山根橋	A
②		天保橋	B
③		なごみ橋	C
④		安政橋	C
⑤	鵜川	野田大橋	A
⑥		御幸橋	B
⑦		八坂橋	B



柏崎市内の河川水質調査地点

類型凡例

類型	AA	A	B	C	D	E
利用目的の適応性	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	工業用水3級 環境保全

8 海水浴場の水質

柏崎市の海水浴場のシーズン前での水質判定基準 AA の割合

年度	H21年度 (2009)	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)
AAの割合	9/11 地点	7/11 地点	8/11 地点	6/11 地点	6/11 地点	6/11 地点	6/11 地点	11/11 地点	11/11 地点

9 海水評価基準

水浴場水質判定基準

区 分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出 (検出限界2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下	全透 (または1m以上)
	水質 A	100個/100mL 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下	全透 (または1m以上)
可	水質 B	400個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m未満 ~50cm 以上
	水質 C	1,000個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m未満 ~50cm 以上
不適		1,000個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm 未満*

注1) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均によります。

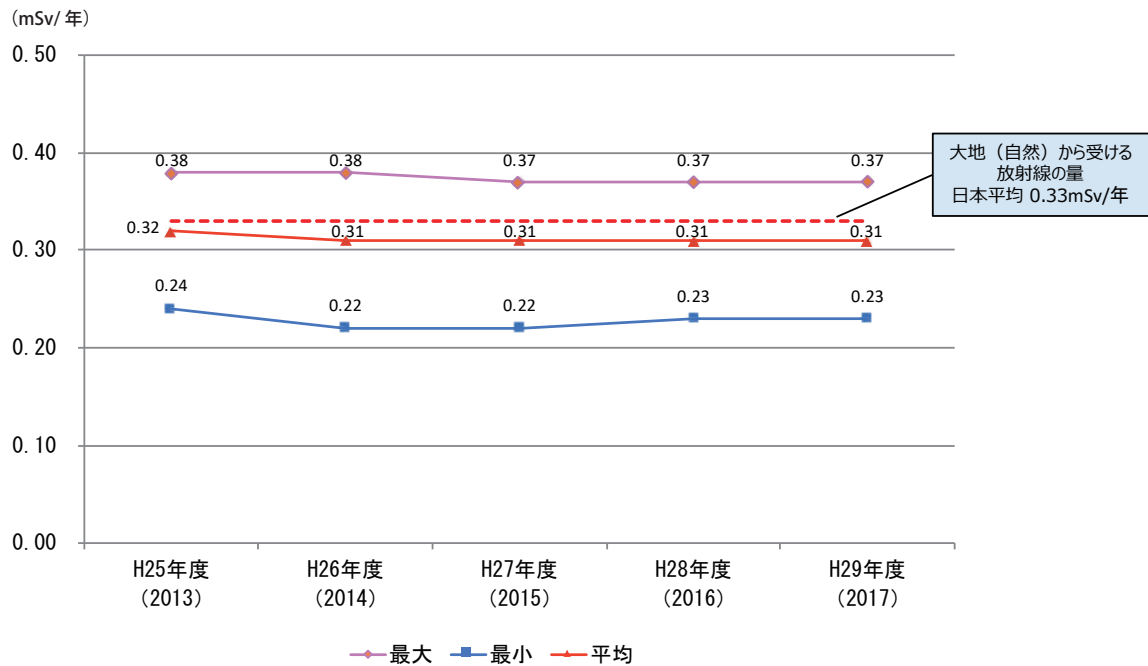
注2) 「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいいます。

※ 透明度に関して、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができます。

10 放射性物質

柏崎市内に設置された11局のモニタリングポスト（大気中の放射線量を継続的に測定する据え置き型の装置）における空間線量率の測定結果から積算した年間累積線量は、日常生活によって大地（自然）から受ける放射線の量（日本平均：0.33mSv/年）とほぼ同程度と試算されています。

参考：法で定める一般公衆の人工放射線による被ばく限度は1mSv/年



柏崎市の空間放射線量率から積算した年間累積線量試算の推移

注) 累積線量試算は、常時屋外に設置し、24時間測定しているモニタリングポストの測定値（10分値）の1年間のデータを用いて計算しました。

出典：福島第一原子力発電所事故に伴う新潟県内の放射線等の監視結果 新潟県

11 有害鳥獣

(1) イノシシ

柏崎市のイノシシによる被害の推移

年度 区分	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)
被害面積 (a)	546	364	405	705
被害量 (kg)	27,647	15,643	20,219	35,070
被害金額 (千円)	5,529	2,914	4,570	8,101

注) 水稲被害のみ

(2) カラス

柏崎市のカラスによる被害の推移

年度 区分	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)
被害面積 (a)	165	154	220	159
被害量 (kg)	8,700	8,700	13,596	8,900
被害金額 (千円)	1,935	1,935	3,620	3,509

注) 水稲その他野菜含む

5 SDGsについて

SDGsとは、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことです。社会が抱える問題を解決し、世界全体で平成42（2030）年を目指して明るい未来を作るための17のゴールと169のターゲットで構成されています。

出典：環境省「持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド」

SDGs 17のゴール

	<p>ゴール1（貧困） あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>
	<p>ゴール2（飢餓） 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>
	<p>ゴール3（健康な生活） あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>
	<p>ゴール4（教育） 全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯教育の機会を促進する。</p>
	<p>ゴール5（ジェンダー平等） ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子のエンパワーメント（活躍推進）を行う。</p>
	<p>ゴール6（水） 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>
	<p>ゴール7（エネルギー） 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>
	<p>ゴール8（雇用） 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する。</p>

	<p>ゴール9（インフラ） レジリエント（強^{じよう}靱）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る。</p>
	<p>ゴール10（不平等の是正） 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
	<p>ゴール11（安全な都市） 包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
	<p>ゴール12（持続可能な生産・消費） 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
	<p>ゴール13（気候変動） 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
	<p>ゴール14（海洋） 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。</p>
	<p>ゴール15（生態系・森林） 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する。</p>
	<p>ゴール16（法の支配等） 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る。</p>
	<p>ゴール17（パートナーシップ） 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>

IGES資料より環境省作成

出典：環境省「平成29年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

6 用語集

	用語	解説
あ行	遺伝子攪乱 ^{かくらん}	長い歴史の中で形成された、ある種の遺伝構造や遺伝的多様性が、人為的に持ち込まれた個体との交雑によって乱されること。
	E C O 2 プロジェクト	参加登録事業者が取り組んだ環境活動に対してポイントを付与するプロジェクト。貯めたポイントは省エネ設備などを購入した後に、補助金申請をすることができる。柏崎市が独自に行っている事業
	エコドライブ	急発進・急加速、無駄なアイドリングをしないといった取組により、省エネルギーと環境に配慮した自動車の運転方法
	エシカル消費	消費者それぞれにとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。
	温室効果ガス	地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称のこと。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など 7 種類がある。
か行	外来生物	国外由来の外来種であり、人為の影響によって本来の生息地域から、元々は生息していなかった地域に入り込んだ生物のこと。
	化石燃料	動物や植物の遺骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のこと。主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。
	環境基準	環境基本法の第 16 条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準
	環境教育	一人一人が世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育のこと。
	かん 涵養	地表の水（降水や河川水）が地下に浸透し、地下水となること。
	協働	同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。
	空間放射線量率	空間に存在する放射線の単位時間あたりの量のこと。
	クリーンデー柏崎	町内会などの協力を得て、多くの市民・事業所の参加により行われる、環境にやさしい社会に向けた全市一斉清掃美化活動のこと。
	光化学オキシダント (O _x)	大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質のこと。光化学スモッグの原因となり、高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物等植物への影響も観察されている。

用語		解説
か行	高気密	気密とは、外部と内部の空気の入りが無い密閉された状態のことをいう。高気密は、外部と内部との隙間を最小限に抑えた状態のこと。
	公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、灌漑水路その他公共の用に供される水路のこと。
	高効率機器	エネルギー損失の少ない効率の高い機器のこと。
	高断熱	断熱とは、熱が伝わらない状態にすることをいう。高断熱は、熱が伝わらない性能が高い状態のこと。
さ行	再生可能エネルギー	太陽光や水力、風力、バイオマス、地中熱などを活用したエネルギーのこと。一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない。
	在来種	ある地域に従来生息・生育している固有の動植物種をいう。
	里地里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のこと。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた。
	産業部門	温室効果ガスの排出区分のひとつで、農業、建設・鉱業、製造業での産業活動によるエネルギー消費が対象となる。
	資源循環型社会	環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、その資源を有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会
	次世代エネルギー	メタンハイドレートや水素エネルギー、燃料電池活用などを含めたエネルギーの総称のこと。
	次世代自動車	日本政府が運輸部門からの二酸化炭素削減のために定めた自動車のこと。ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等で平成42（2030）年までに新車乗用車の5～7割を次世代自動車とする目標を掲げている。
	持続可能な開発のための2030アジェンダ	平成27（2015）年9月、ニューヨーク国連本部において開催された「国連持続可能な開発サミット」で193の加盟国によって全会一致で採択された行動計画（アジェンダ）のこと。この行動計画では、「誰一人取り残さない」を理念として、国際社会が平成42（2030）年までに貧困を撲滅し、持続可能な社会を実現するための重要な指針として、17のゴールが持続可能な開発目標（SDGs）として設定された。
	持続可能な社会	自然の再生力や成長スピードを考慮しながら、人が利用する規模や早さを管理し、資源を使いすぎないように配慮する地域社会
	充電インフラ	電気自動車等の充電に用いる充電装置または充電施設のこと。充電ステーション、充電スポットと呼ばれることもある。電気自動車等の普及促進のための社会基盤となる。

	用語	解説
さ行	省エネルギー	石油・電力・ガスなどのエネルギーを効率的に利用し、その消費量を節約すること。
	水田雑草群落	イネの栽培に適合して、水田や畦に生育するイネ以外の草本のまとまりのこと。近年では、区画整理、水路や水田の境界のコンクリート化、農薬の散布、水田の放棄などにより、生育環境が衰退もしくは消失し、水田雑草の多くが絶滅危惧植物に選定されている。
	^{スリーアール} 3R	Reduce（リデュース＝発生抑制）、Reuse（リユース＝再使用）、Recycle（リサイクル＝再生利用）の略称。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方
	生物化学的酸素要求量（BOD）	主として、有機物による水質汚濁の指標として用いられており、河川の水域で、環境基準が適用される。BODが高い状態が続くと、水生生物相が貧弱になり、魚類などが息できなくなる。
	生物多様性	生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していること。(1)同じ種でも遺伝子が異なる「遺伝的多様性」、(2)様々な生物種が存在する「種の多様性」、(3)生物の相互作用から構成される様々な生態系が存在する「生態系の多様性」という3つの階層で捉えられている。
	造林事業面積	健全な森林の造成や保育のための人工的な植付（苗木の植栽）や間伐などの作業が入った森林の面積のこと。
た行	第2次産業	産業大分類のひとつ。鉱業、建設業、製造業
	地球温暖化	人間の活動が活発になるにつれて温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のこと。
	低炭素型交通	公共交通機関の利用促進のほか、電気自動車などを活用した運輸部門における二酸化炭素排出量削減のための交通システムのこと。
	低炭素社会	二酸化炭素の排出を大幅に削減する社会
	都道府県別エネルギー消費統計	地方公共団体のうち都道府県におけるエネルギー消費の実態を把握し、温室効果ガス対策の実行計画等を作成する上での参考資料に資するための統計のこと。
な行	二酸化硫黄（SO ₂ ）	石油、石炭等を燃焼したときに含有される硫黄（S）が酸化されて発生するもので、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼等に影響を与える酸性雨の原因物質になると言われている。
	二酸化炭素（CO ₂ ）	温室効果ガスのひとつ。他の温室効果ガスより温室効果は小さいが、排出量が増大しているため、地球温暖化最大の原因物質となっている。
	二酸化窒素（NO ₂ ）	物質が高温で燃えるときに発生する一酸化窒素が、大気中で酸化されて生成される気体。高濃度で、呼吸器に好ましくない影響を与える。

用語		解説
は行	<small>ピーディーシーイー</small> PDCAサイクル	計画 (Plan) ⇒ 実行 (Do) ⇒ 評価 (Check) ⇒ 改善 (Act) という手順を繰り返すことによって、継続的にプロセスを改善する管理手法の一つ
	<small>ピーピーエム</small> ppm	容量比や重量比を表す単位のこと。1 ppm とは、空気 1 m ³ 中に物質が 1 cm ³ 含まれる場合をいう。
	微小粒子状物質 (PM _{2.5})	大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が概ね 2.5 μm 以下の粒子のこと。粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器疾患、循環器疾患及び肺がんの疾患に関して総体として人々の健康に一定の影響を与えているとされている。
	浮遊物質 (SS)	主として、水の濁りの原因となる、水に溶解しない固体成分 (浮遊物) による汚染の指標として用いられており、河川及び湖沼でのみ環境基準が適用される。水の濁りの原因となる浮遊物は、低濃度では影響が少ないが、高濃度では、魚の呼吸障害、水中植物の光合成妨害等の影響がある。また、沈殿物として、底質への影響がある。
	浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粉じんのうち、10 μm 以下の粒子状物質のこと。ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。
	ブランディング	顧客や消費者にとって価値のあるブランドを構築するための活動のこと。
ま行	<small>ミリシーベルト</small> mSv	放射線が人体に及ぼす影響を含めた線量の単位のこと。
や行	有機物資源	エネルギー利用 (木質ペレット・バイオマス発電等) やマテリアル利用 (堆肥化・紙パルプ等) ができる程度にまとまった生物起源による物質のこと。
	要措置区域	土壌汚染状況調査の結果、汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合せず、土壌汚染の摂取経路がある区域のこと。健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要となる。
	溶存酸素量 (DO)	水中に溶けている酸素量のこと。主として、有機物による水質汚濁の指標として用いられている。常に酸欠状態が続くと、好気性微生物にかわって嫌気性微生物 (空気を嫌う微生物) が増殖するようになり、有機物の腐敗 (還元) が起こり、メタンやアンモニア、硫化水素が発生し、悪臭の原因になる。また、生物相は非常に貧弱になり、魚類は生息できなくなる。

柏崎市環境基本計画 第3次計画

計画期間 平成 31(2019)年度～平成 40(2028)年度

平成 31 (2019) 年3月



編集・発行 柏崎市 市民生活部 環境課

〒945-0011 新潟県柏崎市松波四丁目 13 番 13 号
クリーンセンターかしわざき
TEL : 0257-23-5170 FAX : 0257-24-4196